

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

FAX(03)3299-5367

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

私の支える党に 塩屋崎あき江 2

参院選勝利と指導者の要件 3

——「中国最古の兵書」は生きている——

職場・地域から見た現状分析◇ 6

未来には必ず栄光が 11

労働者、労働組合の復興のために 16

——国鉄闘争、国労の進路の中から(一)——

◇日経連がこれからの「経営戦略」を提案(二)◇ 17

新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策

読者からのおたより 17

◇好評発売中 上野建一著 社会通信刊◇

政界再編後を読む——護憲の旗を掲げて

A6判上製、二百頁、千五百円(千三百十円)

旬刊 社会通信

NO. 609

一九九五年七月一日

一九九五年七月一日発行
(毎月一日・十一日・二十三日三回発行)

■巻頭言■

私の支える党に 塩屋崎あき江

眠れる獅子よ めざめよ

紅蓮の炎に焼え上る 意志に めざめよ

すつくと たちて

汗をもて 楯に 武器に

昔に 労働者の党があつた と

語られないように

今も 昔も 労働者の党が

あると 誇れるよう

に 眠れる獅子よ

めざめよ

誇り

義憤を 憶える時

嘘 脅し 不条理 疑惑 無節操 そして 裏切り

だから嘘はつかない 脅しはしない

条理に背かない 疑がわしいことはしない

節操は破らない

そして 裏切られても 裏切らない

あたり前のことを あたり前として 生きる

そんな ささやかな 市井の私たちの 誇りを

富にも 権力にも 名声にも

絶対に 売り渡さない

参院選勝利と指導者の要件

——「中国最古の兵書」は生きている——

「孫子の兵法」に学ぶ

天才の科学者レオナルド・ダ・ヴィンチの「科学とは、その現在たると過去たるとを問わず、可能なる事物の観察である。先見とは、徐々たるものとはいえ、起りきたる事物の認識である」という言葉に従って、政治決戦としての参院選を見ると、各政党の勝敗の帰すうはすでに定まっているといえる（前号参照）。自民党の大勝、新進党の前進、社会党の惨敗の予測がなされている。これを受けて久保社会党書記長は「党が決定的な敗北を喫した場合は、政権の座にとどまるのは厳しい状況になる」とマスコミに言明している。そして「リベラル新党」への画策を続ける同氏は、連立政権の新たな組み合わせを含めて「参院選の結果を受けて必ず政界再編の本格的な幕が上る」と語っている。惨敗後の混乱を利して横路氏等と動くつもりか。

今日は、まず中国最古の兵書「孫子」（孫子とは孫先生という意味である）に学びながら、参院選とその後を考えてみよう。孫子の兵法は中国革命のなかで毛沢東は大いに活用し、その著書のなかでも高く評価している。例えば「味方については明るい、敵については暗い人がいる。また敵については明るい味方については暗い人もいる。こうした人たちは、いずれも戦争の法則を学ぶことと使うことの問題を解決することはできない。中国古代の大軍事学者孫武子の書物には「彼を知り、おのれを知れば百戦あやうからず」という言葉があるが、これは学ぶことと使うことの二つの段階を含めていたのであり、客観的实际における発展法則を認識することから、これらの法則にしたがって自分の行動を決定し、当面している敵を克服することまでをふくめていったものであり、我々は、この言葉を軽視してはならない」（中国革命戦争の戦略問題）の第四節重要な問題はよく学ぶことにある、より）といっている。

右のことについて孫子（孫武）は、「謀攻篇第三」で述べている。「勝利を知るためには五つのことがある。第一には、戦ってよいときと戦ってはいけないときとをわきまえていれば勝ち、第二には、大軍と小勢とのそれぞれの用い方を知っておれば勝ち、第三には、上下の人々が心を合わせていれば勝ち、第四には、よく準備を整えて、油断しているものに当たれば勝ち、第五には、將軍が有能で主君が干渉しなければ勝ち」といっている。だから敵情を知り、味方の事情も知っておれば、幾度たたかっても危険がないのだと説く。

二人の孫子Ⅱ孫武と孫臏

今春の統一自治体選挙の総括のなかで、社会党の敗北をもたらした原因について様々指摘されているが、そのなかで第一に多いのは、党中央幹部によってなされた基本政策の転換と消費税に対する公約違反、そして国会議員中心の第三保守新党へ策動であった。社会党を解党だ新党だと指導部が蠢動して、マスコミに喧伝されているとき、社会党の支持者が社会党に協力して選挙活動を行うわけがないのである。また社会党らしさの表現でもある基本政策を捨てて安保条約（軍事条約である）を堅持して自衛隊は合憲であるという理

屈は一般勤労者には通用しない。リベラル新党論も山花・田辺グループの小選挙区制の推進と他党との野合できない展望のなさ、右翼的労組幹部にも見捨てられ孤立化状況など、いずれもテレビ・新聞などを通して勤労国民全体に伝えられているのである。社会党不信政治家不信が増大するのは当然のことである。選挙の敗北の原因はいろいろあつて複雑である。候補者の任期中の活動不足(勤労大衆の中に充分に入っていない)、宣伝不足、住民の諸要求に対しての取組みが弱いなどもあるであろう。しかしやはり最も大きい敗因はマスコミの好餌にされた中央(永田町といわれる国会議員と大労組の幹部)のドタバタ劇である。

孫武の兵法によれば、軍隊には敗北の道理は六つあるという。この六つは將軍の過失からくるのだといっている。①軍の威力が同じぐらいなのに十倍も多い敵を攻撃するとき兵は逃げ散ってしまう。②兵士たちの実力が強くても指揮官が弱いときは軍をゆるませる。③將軍が軟弱で厳しさがなく、軍令もはつきりしないで、指揮官・兵士たちにもきまりがなく、陣立もでたらめであれば乱れてしまう。などである。

社会党の政治闘争(総選挙や参院選)に当てはめてみると今でも充分通用する。指導者についても孫子の兵法は鋭く分析している。

もう一人の孫子である孫臏は、「敗北を招く指導者(將師)の資質」について述べている。それは、①能力がないのにあると思っている。②驕慢である。③地位に食欲である。④財貨に食欲である。⑤軽率である。⑥鈍い。⑦勇気がない。⑧勇気があっても体力がない。⑨ウソをつく。⑩決断力がない。⑪動作がのろい。⑫やる方がいい加減である。⑬自分勝手である。⑭自ら規律をみだす。などである。

これらの欠点を多くもった指導者に指導されたら当然その政党は度々の選挙に敗れ、その他の大衆闘争でも後退し、衰退の一途をたどることになるわけである。社会党最近の大幹部、田辺、山花、赤松、村山、久保の各氏を見たらどうだろうか。兵書から約二千年を経た今日でも生々しく孫臏は指弾してやまない。

それならば將たる者の要件は何か。孫臏はこれを「義」、「徳」、「信」、「智」、「決」の六項であるという。儒教のいう「仁」とか「義」とは異なるようである。例えば「義」は將の威厳であるというのだから兵卒をいさんで死地に向かわせるカリスマ性のことのようだ。また「仁」は軍の腹にたとえることができる、というのだから兵士を多く養う力量のことであろうか。「徳」は兵の力量を発揮させ、全軍を最大限に活用させるものだということであるから、用兵の術に長けている戦術家の要素であろう。

將たる要件とは、前に述べた敗北を招く將の反対のことである。もともと人間は欠陥の多いものではあるから、將の要件を持っていなければ指導者にならないことである。現代では孫臏の指摘する欠点が多くなったら、その指導者は辞任することである、ということも教えているのである。指導者を選ぶ側も「敗北を招く指導者」は、選出しないことである。国会議員も同じである(議会制民主主義の国においては立派な將たる立場である)。

「孫臏兵法」は、主体である軍とそれをとりまく情勢について述べている。そして次のような状況にあるとき、その軍は敗れるという。二千年以上の歳月を超えて、なお教えられるところが大である。

(一) 軍事行動の目的を見失っているとき(今度の参院選挙闘争のめざすものは何なのか。第三保守の新党づくりの前段の運動か。大衆は社会党の言動を理解していない)。

(二) 略

(三) 基本問題をめぐって将帥間に意見の対立があり、議論百出して作戦計画を決定することができないとき(解党)新党を大会で決めたが、反対、賛成、慎重など手順を含めてまさに議論百出。そのうえ離党する国会議員あり、どうなっている執行部と国会議員の皆さん、新党はあきらめなさい)。

(四) 軍令が徹底せず、全軍一致の行動がとれないとき(党内民主主義を無視して決定した方針転換、ろくに論議もなしに決定した「九五年宣言」が徹底するわけがない)。

(五) 部下が命令に服さず、戦闘の役に立たないとき(党員が選挙に動かないところ多くあるうえ、比例区で「社会党」と書かない、という人多し)。

(六) 略

(七) 略

(八) 略

(九) しりごみして、対決を避けてばかりいるとき(自民党などとの相乗り多く、独自性なく、社党支持労組の多くも資本との対決姿勢なし)。

(十) ー (十七) 略

(十八) 命令がたびたび変わり、兵士は聞き流して実行を怠っているとき(党の指令とか通達は形式だけで無いと同じである)。

(十九) 軍内部に不和を生じ、兵士と将師とが連帯感を欠いているとき(党本部と県本、県本と総支部に信頼関係なし、そのうえ新党への丸ごと移行論、党再建論など党内対立は結党以来最もひどい状況で、参院選後は「流れ解散」とさえいわれている)。

(二十) ー (三十二) 略

ここでは右のように、孫臏兵法を、そのほんの一部を記述したに過ぎないが、わかり易く具体的である。もちろん二千年以上前の書であるから有能な人の解読や訳によってもわからないことが多くあるが、われわれの政治活動にとって学習を重ねる必要のある古典である。今後も折にふれ読者の皆さんと学習をしてゆきたいものである。

最後に二人の孫子——孫武と孫臏について述べてみる。紀元前二〜前一世紀、漢代初期の歴史家司馬遷(しばせん)が著わした「史記」の人物列伝の部に、「孫武伝」、「孫臏伝」があり、さらに同じく兵法家である「呉起伝」も加わっている。

孫武は斉(せい)出身、呉(ご)の王・闔廬(こうりよ)に仕えた。そしていわゆる孫子の兵法書「十三篇」を著わした。経歴は明らかでない部分の方が多い。

「孫臏」は、孫武が死して百年後に生れた子孫であるといわれている。今日の山東省にあった斉(せい)の「何と郵の間」が故郷であるという。斉の將軍田忌(たいき)に氣にいられ、斉の威王に推せんしてもらい軍師となった。若いとき孫臏は友人の嫉妬から刑罰を受け、足を斬りとられたという。史記には「不幸が人を奮起させるのだ」と記してある。

〈参考にした本〉孫子(岩波文庫)、孫臏兵法(徳間書店)、毛沢東選集(外文出版社)。

(政権研究班)

◇職場・地域から見た現状分析試案◇

未来には必ず栄光が

職場・地域を「下」と見るのは誤り

朝、家の周りを掃除した時見た小さな蟻たち、一匹の蟻の力は小さい。でも、沢山の蟻たちがみんなで努力すれば、巨大な樹木や家屋をも倒すそうだ。一匹の蟻になって、上でもない下でもない対等な立場で、私鉄の仲間たちに、思うことを本音で書きました。ぜひご指導ご意見を。

民主主義とは。支配権力の決めた、労働者人民を支配する一つの考え方に従うのではなく主権者（上）である労働者・人民の、いろいろな考え方や要求や思想に言い換えれば「大衆の英知に」指導者（下）たちが学び・従うことではないのかそれは、組合や党の運営にも当てはまる。

I、仲間の英知に学ぶ

ソ連が崩壊した。ある、ロシア人との座談会での、彼の言葉が忘れられない。「ソ連崩壊の要因は非民主的な、党幹部の腐敗によるものだと言われているがそれを許した、我々人民にも責任がある」と。

もし日本の革新の運動（組合・社会党）が崩壊するとすれば、それを進めた裏切り者たちや、幹部の責任でもあるが、同時に、それを許した私たち労働者の責任でもある。一人の、ロシアの仲間の英知に学ぼう。

II、人間として助け合うのが連帯

理屈や方針を否定はしないが、だが、運動の原点とは具体的な行動ではないのか。国労の仲間たちが、数千人も（家族を含めると万人も）権力に不当に首を切られ、間もなく十年近くになり、労働委員会も裁判所もみな不当だと判断。職場では、みんなそれなりの支援行動を進めている。私鉄の運動の原点は「一人でも、泣いてる者が無いように」。

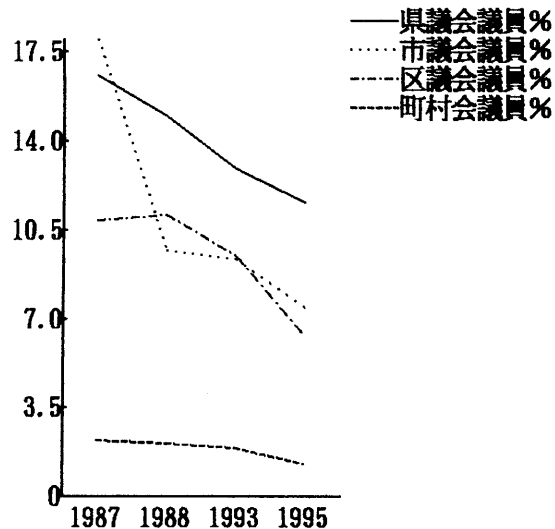
かつて、私鉄の鈴木中央執行委員長が大会答弁で、「国の不当労働行為に、総労働として対決して闘えないのは悲劇である」と。なぜ、八〇〇万連合が動くこうとしないのか：「組織が違う」…何を言うか。何億円もかけて、国境を越えて国際連帯までやってみてはどうか。国境を越え、組織を越え、思想を越え、人間として助け合うのが連帯ではないのか。

III、民衆の不満が吹き出し

最近、制服が改められる職場の仲間たちと話し合った。「制服は形だけの問題ではない、労働者の心までも改められようとしている」。暑い夏、バスの運転士が帽子を脱いで運転したら神奈中の仲間は解雇処分。そのくせ、管理職たちは、その裁判に制服でなく背広姿で法廷に出ている。最近の組合運動は、連合という形の制服を着せられている。

後ろから「協調だ・協調だ」との号令が聞こえ、仲間の不満や要求が消されている。こんな時だからこそ、私鉄だけでも「後ろから号令をかける」のでなく、要求実現のため、自発性を発揮し、運動の先頭を進み、仲間たちの信頼を勝ち取るうではないか。最近読ん

第1図 社会党議員構成比 (第1表参照)



第一三回地方選挙結果を、地方議員全体に占める社会党議員の構成比で見ると八年前の六・九%に比べ、四・一%と、四割以上の低下、変革が明日にも実現できる状態ではない。

党中央の社会主義の理念放棄に地方議員たちは劣勢の中で苦闘し、皆泣いている。それが、本質的には、組合運動(連合)の腐敗に根ざしていることも知っている。

変わったのは、搾取と収奪の方法が巧妙になっただけ。

オウム問題を浮上させた原因は何か、問答無用の「別件逮捕」、報道の源泉は、帝銀・下山・三鷹・松川・グリコ事件などと同じすべて「自白」。今、国際的な権力の再編成(CIAアメリカ中央情報局+KGBソ連安保委員会)過程、戦争中の治安維持的な体制で憲法改悪に、資本主義の崩壊に対応した権力の変化、社会の変化に対応して党も変わるべきだが、その方向が全く逆ではなかったか。

この三〇年間に、賃金は一四倍なのに、税金・社会保険料は八〇倍。生活費に占める賃金(八時間労働による賃金)の割合は六〇%を切り、産業全体の搾取率は、一〇〇年前の明治の初期の農民の搾取率と同じ一〇〇%【搾取率 \parallel M \div A 付加価値 \parallel 労働者の取分(A)+資本家の取分(M)】。

五月二七日、社会党の臨時大会で「九五宣言案」が、採決の結果決められた。違憲の自衛隊は合憲になり、安保は反対から堅持に変わり、PKOには参加。労働者とその家族たちが、あらゆる犠牲を厭わずに、人生の全てをかけて闘った、資本主義の矛盾を是正するという、社会主義の理念を放棄した。もはや、党に対する仲間たちからの信頼は総て失われた。

IV、信頼は総て失われた

だ、岡崎広美さんの文章(要旨)――

「民主主義の危機とは、露骨な反動の積み重ねではない。大衆の、不満や要求を結集すべき軸(労働運動)もなく、吸引すべき力(政党)もないため、腐敗した政治の割れめから、民衆の不満が吹き出したという過去の事実(歴史)を思い起こさないわけにはいかない」と。東京・大阪の知事選の結果は、民衆の不満の噴出ではないのか。

V、政治の方向を見ている

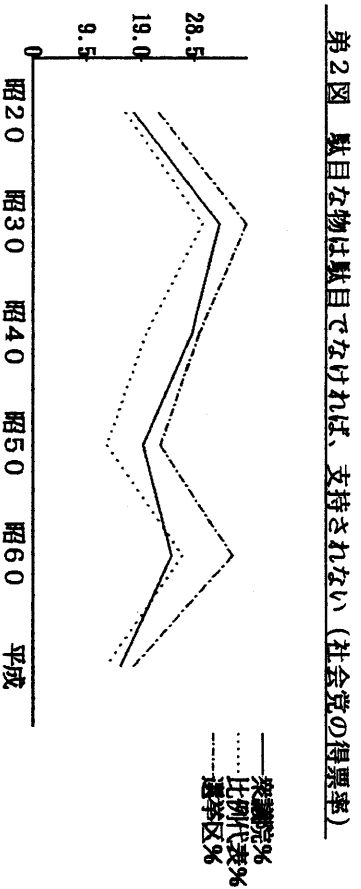
国会議員選挙で見ても、社会党への支持率は、昭和三〇年代の三〇〜四〇%に対し、今では一〇〜二〇%程度。だが「駄目な物は駄目」の、土井さんの時は三〇%前後まで支持率が上がった。小さな蜂たちは、小さな目でも確りと政治の方向を見ている。

VI、組合の存在意義とは何か

最近、ある組合の機関紙を見たら、「社会党の敗北は、我々労働組合の中に要因があったのではない。春闘など組合員の期待に応えられない。運動の停滞が、政治闘争への求

第1表 統一地方選挙の動向
【社会党地方議員の構成比率】

	1987年 第11回 (改選議員)	1988年 年末現在 日本統計年鑑	1993年 年末現在 日本統計年鑑	1995年 第13回 (改選議員)
地方議員合計	人	人	人	人
議員総数	31,491	66,758	64,917	34,768
社会党議員	2,171	3,368	3,045	1,430
構成比	6.9%	5.0%	4.7%	4.1%
県議員	人	人	人	人
議員総数	2,670	2,874	2,839	2,607
社会党議員	443	459	365	277
構成比	16.6%	15.0%	12.9%	11.6%
市議員	人	人	人	人
議員総数	6,477	19,358	19,190	11,051
社会党議員	1,163	1,884	1,787	833
構成比	18.0%	9.7%	9.4%	7.5%
特別区議会議員	人	人	人	人
議員総数	1,051	1,041	1,004	965
社会党議員	115	116	95	62
構成比	10.9%	11.1%	9.5%	6.4%
町村議会議員	人	人	人	人
議員総数	21,293	43,486	41,944	20,145
社会党議員	450	909	796	258
構成比	2.2%	2.1%	1.9%	1.3%



第2表 衆参両院選挙 社会党の得票率

昭20年代	昭30年代	昭40年代	昭50年代	昭60年代	平成年代
20敗 戦	30春闘開始	42社共推薦	50交運公労	60 党綱領	党理念放棄
社会党結成	社会党	美濃部部	協統一入ト	新宣言採択	5年 140M5
労働法公布	左右合同	知事実現	54 美濃部	63土井さん	70に大敗
21憲法公布	35安保三池	44沖繩返還	都知事敗北	駄目な物は	連立政権に
向	22私鉄結成	38松川事件	45安保	55衆参同日	駄目で 7年
	25総評結成	無罪	自動延長	選挙 敗北	社会党勝利 地方選敗北

衆議院選挙	1947 昭27	1956 昭31	1968 昭43	1980 昭55	1989 平成1	1992 平成4
比例代表	16.3	29.9	19.8	13.1	26.4	12.9
選挙区	22.2	37.6	29.2	22.4	35.1	17.8

衆議院選挙	1946 昭21	1958 昭33	1967 昭42	1980 昭55	1990 平成2	1993 平成5
社会党得票率 (%)	17.8	32.9	27.89	19.32	24.4	15.4

衆議院投票率 %	7.2	7.0	7.4	7.5	7.3	6.7
有権者数百万	3.7	5.2	6.3	8.1	9.0	9.4
投票者数百万	2.7	4.0	4.7	6.0	6.6	6.4
社会党の得票 (百万人)	5	1.3	1.3	1.2	1.6	1.0
委員長	片山哲	浅沼龍次郎	勝間田清一	飛鳥一雄	土井たか子	山花貞夫

心力の低下となつているとすれば、労働組合の存在意義もまた問われていると思う。労働運動の再生なくして、政治闘争の高揚も有り得ないことを肝に銘じたい」

また、別の機関紙では「運動の原点を振り返ってみる必要がある」と、これらの言葉は、岡崎さんの言葉とも重なり、苦闘している、地方議員の心情とも重なり、選挙の結果とは「現象」であり、本質は、党を支える労働者の「政治闘争」だと言う考えにも重なる。

一九七三年の雑誌「社会主義」の一月号に、「ベトナムの子供を殺すのは、日本の子供を殺すのと同じことだ」と。仲間たちと、米軍戦車の前に座り込んだ、飛鳥田一雄（横浜市長）さんの戦車闘争の記事（戦車闘争と革新自治体）がある。その書き出しは――

「千人の動員をかければ、千五百人が集まり、二千人に呼びかければ、三千人が駆けつけた……私たちは、何かをしなければいけないと思いつながら、何をしたら良いかせめて、現場へ行くだけでも思つてやってきましたと、ある主婦は言う。何故、こんなに、大衆の共感をえられたかを考えてみなければならぬ」と（何故か、キーボードを叩く私の目から涙が流れてきた）。

そして終わりに――

「今回の戦車闘争は、中国、朝鮮においても、とくに当事国たるベトナム民主共和国において、非常に高く評価され、市民は、自らの生活からスタートし、行動することによつて、広く、アジアの平和外交に新しい寄与をしたといえよう」と。

私は今、かつて、飛鳥田さんが所属していた、同じ地域総支部に所属している。支部に入った時の黨員名簿には、一番先に、私の名前が、一番最後が、飛鳥田さんの名前であったのに驚いた。

ある時、同じ総支部に素敵な黨員が居たので、「あなたは、どんな経緯で社会党に入ったのですか」と聞いたら、その答は「社会党のことは、何にも知らなかったのですけど、戦車の前に座り込んでから、やめられなくなつたんです。」と、闘いの中でこそ、仲間たちが育ち拡大することを、ここでも学んだ。

五月二〇日、横浜のランドマークタワーで開かれた「憲法問題」の土井たか子さんと元GHQ民生局員の対談を五〇〇人ほど聞いた。土井さんの話は、相変わらず分かり易かった。「生活」も「権利」も「憲法」も「平和」も、闘わなければ守れないこと、憲法を尊重しないような国会議員は当選させないで欲しいと訴えていた。

VII、栄光をつかむまで

最後に、総評全国オルグ、荻野武夫さんの「職場オルグの体験」から。

「激しい雨は長くは続かない、はげしい吹雪も長くは続かない。激しい雨や、吹雪の後には必ず静かな美しい晴天がやって来る。今、私たちが歩んでいる道は、私たちだけが通る道ではない。世界の幾百万幾千万の労働者が、数百年も前から通り続けた道である。

私たちの通っている道は、その昔沢山の労働者が、激しい闘いに血を流した道である。その血は、今も私たちの歩む道にしみている。私たちは、私たちの後に続く労働者に再び血を長さしてはならない。今は苦しくとも、私たちの未来には必ず栄光がある。

その栄光をつかむまで、闘い抜き、頑張り続けよう。」

(K)

労働者、労働組合の復興のために

——国鉄闘争と国労の進路の中から(一)——

運動の基本的視点の流動化に対して

昨年一二月二四日に、一九七五年の歴史的な公労協のスト権奪還ストライキを契機とした、一八年間にわたる国鉄・国鉄清算事業団の国労への二〇二億円損害賠償訴訟の和解が行われた。一九八七年国鉄の分割・民営化に伴う国労本部会館の旧国鉄借用地の訴訟とリンクをすることだ。

国労は、多分この和解で、行政改革攻撃以降の十年を越える攻撃、そして、国鉄闘争とも形容されたこの国を二分しての闘いの、折り返し地点を曲がろうとしているのだろう。

国労の役員や組合員のみならず、国鉄闘争に係わってこられた多くの仲間も、そう感じてもらえることと思う。

そして、この五月一三日、運輸省が清算事業団「不採用・解雇撤回問題」についての「解決案」を国労に提示し、その水面下における折衝が行われてきたことが報道された。国労は、この六月を重要な期間と位置付け大衆行動を展開して、七月二七、二八日に第六〇回全国大会を開催する。

今、国労は国鉄闘争始まって以来、最大の剣ヶ峰に立っている。しかも、この剣ヶ峰は視野を霧に巻かれ塞がれている。今まで、全身全霊を傾けて登ってきた険しく急峻な道を振り返り、その苦闘を無二せぬ進路を選ばなければならない。

歩きやすく見える道の行く手が、一歩踏み出せば谷底に落ちる切り立った崖かもしれない。もう少し、持久し視野を回復すれば、行く手に険しくとも頂上に通ずる道が見えるのかも知れない。しかし、今はまだ見定められてはいない。いずれにせよ、私達はそういう状況に置かれている。

振り返って、行革攻撃、国鉄分割・民営化反対闘争、ソ連・東欧社会主義の崩壊、総評解体と連合の発足、非自民連立政権からの自社連立内閣、円高、産業空洞化と「平成」大不況、リストラ大量首切りへと、この間の内外の情勢は、従来の私達の認識を大きく揺るがせてきた。

経験は認識の全ての出発点であり、そうであるがゆえに、新たな体験をしつつある私達は、文字通りその中で、どう理解し認識するか、ということが問われている時代である。

当面する課題である社会党再生の問題は特に、このことを提起している。理論の根柢が問われ、思想が情勢から試されているということかも知れない。

一九八六年十月の修善寺大会を起点とし、「二〇二億・会館和解」の折り返し地点を曲がり、「解決案」によって試されている国労運動も、こういった情勢とは無縁でなく、むしろ、そのただ中に置かれていると言える。

ここで、いくつかの点を振り返りながら、国鉄闘争が到達している現段階について文章をまとめることができらばと思う。だがもちろん、市井の一労働者である私にとっては、得られる情報も少なく、判断しうる材料も乏しいことを、まず初めにお断わりし、その点

での認識の不足や誤りについては率直に受けとめながら、改めて再考し整理を行っていきたいと思う。

目の前に現れた事柄は、断片的でしかなく、背景や本質について深めることも充分には成功しないかもしれないし、「そんなことは、少数者の危惧であり取り越し苦労だ」と反論してもらえればこれに越したことはない。その意味で、推論や予断を避けできるだけ感情的にならず、客観的に述べていきたいと思う。この小論が、仲間の討論の素材の一つになればと思う。ぜひ、ご批判やご意見さらに情報や資料をお寄せいただければ幸いです。

二〇二億・国労会館和解と運輸省解決案を考える

1、一二月から五月の国鉄闘争の流れを振り返る

(1) 五月二三日の新聞で報道された運輸省の「清算事業団、不採用問題」解決案は今、国労内外に戸惑いと不安の大きな波紋を投げかけようとしている。この間の経過を振り返って問題点を整理し、国鉄闘争の現状について率直な提起を行いたい。

昨年一二月二四日に、二〇二億円損賠裁判取り下げと国労会館立ち退きの和解が成立した。職場の仲間や地域の仲間と議論したが、誰もすっきりしないままに年を越え、一月一日の全国エリア委員長・書記長会議、一月二五日の第一六六回拡大中央委員会で承認されることとなった。

正直なところ、私も含めて、この和解については国鉄闘争に係わった仲間の誰しもが悩まされたのではないだろうか。地域の仲間は「これは、妥協ということだろう」と言い、国労の仲間からは「路線変更ではないか」と本気で心配したり、反対に「儲けもの」という声などが出された。私の率直な感想は、今も「二〇二億を降ろす、会館を立ち退く(立ち退きそのものには懐古主義的未練はない)」という「和解」そのものについての問題はなかったと考えるし、二〇億とも言われる立ち退き料が入ることは結構なことだと思った。しかし、不安を覚えたのが「①国労は、国鉄が分割・民営化されたことを認める。②健全かつ正常な労使関係の構築に努力する」という委員長声明であった。

そして、本部からは直ちに「これ以外の文章は何も無い」「国労の路線は変わらないし、解雇撤回闘争にも何ら影響を及ぼさない」ということが伝えられた。それでは、一体これは何なのか。何のためにこんなことをわざわざ表明させるのか、という疑問であった。その時に、私が思ったのは、これはひょっとして「国労はもう少し、大人になれ」と言う意味ではないのか。つまり、もう少し現実的に物事を考えよと言う意味ではなかったのかということであった。

(2) 一六六回の中央委員会では、一部の「組合民主々義が不十分」「本部の認識に甘さはないのか」という意見を除いて、大多数が「判断は正しく、大きな成果である」との意見であったと聞いている。

振り返って、この年明けから、機関の討論とあわせて様々な議論がなされ、情勢分析の情報も回ってきたが、国労の中で大きく討論をリードした論調は「これは、緒戦の大勝利である」という認識であった。そして、中央委員会を迎える頃には社会党系、共産党系を問わず「勝った、勝った」のムードが国労内に漂った。

そして、九五春闘を迎えた。「国労攻撃の最大の武器である二〇二億がなくなり」「手か

せ、足かせ」取れ一歩引いた運輸省にかわって、主敵となったJRに対して重大な決意を示すべきこの時期に、国労は一部の指名スト以外に実質的にストライキを実施することなく闘争を「集約」した。

もちろん、私はストライキ至上主義者でもないが、阪神大震災の影響や春闘の全体状況はあるものの、国労として何としてもこの時期にJRに「不当労働行為の解決」を迫るべき闘いを組織すべきではなかったのかと考える。しかし、三月段階で闘争回避のムードとなり、迫力ある闘いは生まれなかったのである（併せて、この時期、西日本の近畿・南近畿では、この阪神大震災を巡って「復旧作業優先協力」の西労組を含む四組合共同声明も出されていた）。

そして、この頃より「少しおかしいな」「管理者は平然としている」「この和解は武器というふうにはどうもならない」ということが、職場の仲間から聞こえるようになったのである。

(3) こういった流れを踏まえ、国鉄闘争の現状認識の一致を図る立場から、私なりに、問題点を上げておきたいと思う。

①は、今回の和解は「緒戦の大勝利」ではなく「取るべき最良の手段」ではあったものの、それ以上でも、以下でもなかったのではないかと一点である。

②に、これからの決意として「九五決戦」を闘う国労の内外への総結集を呼びかける「闘争宣言」は、一月二五日の中央委員会では（以降においても）、発せられず、代わりに後で大きな意味を持つことになる「解決に向けた国労の考え方」が出された点である。

③に、「亀井運輸相は国労との和解路線をとった」という認識についてだが、今回和解はあくまでも「旧国鉄II清算事業団」との和解であり、それは、JRに「不当労働行為是正」の直接的影響力を与えるまでには至っておらず、亀井運輸大臣のいくつかの発言からも、五月一三日の報道からもそれ以上には、読み取れないのではないかと一点である。

もちろん、九七年の清算事業団の設置期限を控えて、事業団を追い詰めることができたゆえに、相手の譲歩を引き出したという判断は間違っていないと言えるが、それがJRに對しての勝利的影響力を及ぼすまでには、到達していないということ（むしろ、直接的な影響をJRに与えたのは、国労勝利の九四年一月一日の「新宿車掌区降格事件最高裁判決」であつたらうと思う。この時JRは、始めて形ばかりにせよ、国労への「謝罪文」を書き職場に掲出せざるをえなかった）。つまり、七〇年マル生の失敗で、当時の磯崎国鉄総裁が国会で陳謝したように、相手を追い詰めたゆえの「緒戦の勝ち」ではなかったと思う（JRの見解は後に見る）。

だからこそ、国労は改めて、さらにJRを追い詰める闘いを、「委員長声明」（二二・二四）にかかわらず、「分割・民営化」の矛盾に口を閉ざすことなく、「健全な労使関係」にも束縛されることなく、兵庫県共闘の佐野氏も指摘したように、つまり、敢然とJRへの「闘争宣言」を発し、その決意と態度を行動で示すべきだったのである。

2、解雇撤回へ国労闘争方針の明確化を

しかし、率直に言って、国労の闘いの比重は「政・労交渉」へと傾き、続いて運輸省「解決案」水面下交渉へと力が注がれることになったのは、五・一三マスコミ報道どおりではないだろうか。一方JRもそう言った敗北感とは違った立場からの「労使正常化」を国労に探って来た。いずれにせよ、闘いの補強のために、二つの点を明確にし現在の局面

を確認したいと思う。

(1) は、先に述べた第一六六回中央委員会(一月二五日)決定の「解決に向けた国労の考え方」についてである。

国労は、分割・民営化以降、二つの(清算事業団の解雇前と後)「全面解決要求」を決定し、政府・J.R・事業団にその要求の解決を求めてきた。そして、その「解決の具体的手続き」として出されたのが、この「考え方」である。この中で「全面解決要求」との問のいくつかの点で「ズレ」が生じている。

① 国労「全面解決要求」(九四・一・二八)は、

イ 基本的態度として「名簿搭載者(二八一六)と国鉄清算事業団から解雇された全てのもの(闘争団員・広域採用者)の救済を求める」とし、

ロ 九〇年四月一日の被解雇者(一〇四七名)を、八七年四月一日(分割・民営)をもってJ.R各社に採用し、九〇年四月二日(事業団解雇)から賃金の支払い、J.Rへの即時復職。

ハ 広域採用者の地元J.R希望者の「転籍」と、そのための「基準」の確立。

ニ 不当労働行為に關しての原状回復。

ホ J.R各社は、全ての労使紛争の解決をはかり、今後は正常な労使関係の確立をはかること、を柱としてこれらの「全面一括解決」を求めるとしていたものである。

② この「全面解決要求」と「解決に向けた考え方」の違いは、

イ 九〇年四月一日の被解雇者(一〇四七名)を、八七年四月一日にさかのぼっての採用は変わらないものの、解決時に希望に基づき退職する者と復帰するものとの「振り分け」を行っている点。

ロ 広域採用者については、地元復帰の実現に向けて引き続き取り組む。

ハ 不当労働行為事件については、不採用問題の解決の後、協議を開始し、解決のため努力する。

ニ 一連の問題の解決をふまえて、正常な労使関係の確立に努力する。となっている点である。

③ つまり、問題点は

イ 全面一括解決から、不採用問題、不当労働行為問題、広域採用問題と「解決」の時問差を認めたこと。

ロ 広域採用の「転籍」の確約と基準の確立を外した点。

ハ 希望に基づき退職するものと復職するものを振り分ける際の「誰が、何を基準として」という点が曖昧であること、などである。

九三年一二月二四日の中労委命令によって「全動労」は要求の絞り込みを行い本訴訟と緊急命令要求訴訟(その後、裁判で却下された)を行ったが、これに対して、国労は「要求の絞り込みは、解決の水準を下げる」として、改めて、名簿搭載者全員の解決を認識してきた点から考えても、これらについて「考え方」は「解決要求」から後退しているし、「要求の絞り込み」が行われていることに、大きな危惧を感じない訳にはいかない。この点については、その必要性の判断を何によって行ったのかを、まず明確にしなければならぬだろう。仮に、社会党のJ.R特別対策委員会などが介在しているとすれば、その結果による責任も大きいものとなるだろう。

- (2) は、五・二三マスコミ報道の運輸省「解決案」についてである。
- ① 運輸省の解決案は次のようなものだとされている。
- イ 九〇年四月一日の清算事業団よりの被解雇者（一〇四七名）を、九〇年四月二日付けで地元J Rの採用とする。
- ロ として、休職を発令し、解決日に退職とする（障害者、病弱者、女性を除く）。
- ハ 障害者、病弱者、女性については、そのまま、地元J Rへ採用し、
- ニ それ以外の希望者については、J R東日本、西日本に全員採用する。
- ホ その、解決までの休職扱いとして一定の賃金を支払う。
- ② この、問題点は
- イ 実質、地元J Rへの採用ではなく、東日本、西日本への広域採用であること（すでに、いままで四回実施）。
- ロ 八七年四月にさかのぼっての、雇用継続ではなく、清算事業団解雇後の採用（途中採用）であること。
- ハ その後の、広域採用間での間は休職とし、一定賃金（六〇%か？）の支払いであること。
- ニ もちろん、広域採用者の転籍問題や不当労働行為問題には触れられていないということなどである。
- ③ これに対し国労は、
- イ 九〇年四月一日の被解雇者（一〇四七名）を八七年四月一日にさかのぼって採用することが解決の基本。
- ロ 不当労働行為という観点がない、従って労働委員会命令が生かされていないとして、「当面の六月までの期間を重要な時期と位置付け」、大衆闘争（闘争団上京行動、東日本本社前座り込み、六・二六中央人權集会、六・二九東日本株主総会など）を、五月一日のエリア委員長・書記長会議で確認した。
- まず、これら一連の問題を考えると、一九九二年五月二八日の中労委「解決案」を振り返ってみない訳にはいかない。
- ④ 中労委「解決案」は、
- イ 地元J Rに一ヶ月の労務を提供しない雇用を行う。
- ロ J R本州、四国、貨物の広域採用を行う、であった。
- ⑤ そして、一九九三年の「中労委命令（北海道）」では、
- イ 不当労働行為と清算事業団のJ Rの同一性を認め、
- ロ 九〇年四月一日の被解雇者に絞って、採用人選をし直し、
- ハ 三年以内の解雇、であった。
- ⑥ 以上、「運輸省解決案」「中労委解決案」「中労委命令」を見てきた。もちろんここで違いのあれこれを細かく検討する余裕もないし、その必要もないと思うが、基本的には、
- イ 中労委、運輸省とも「解決案」では、広域採用以外にないとしている点。
- ロ 八七年四月にさかのぼっての採用としていないこと。
- ハ 運輸省「解決案」は、中労委「命令」よりも後退していること、がいえ運輸省「解決案」と中労委「解決案」の間に本質的な差はないのである。

◇日経連がこれからの「経営戦略」を提示(一)◇ 新時代の「日本の経営」 挑戦すべき方向とその具体策

日経連はこのほど、新・日本の経営システム等研究プロジェクト報告「新時代の「日本の経営」——挑戦すべき方向とその具体策——」をとりまとめ発表した。同報告書の構成は第一部Ⅱ総論「日本の経営システムの今後のあり方」、第二部Ⅱ各論「雇用・処遇制度の主要課題と具体的対応策」、第三部Ⅱ事例編「十四社の先進的事例」。日経連が同プロジェクトを発足させたのは、一九九三年十二月。彼らの理由は二つ。一つは「人間中心(尊重)の経営」「長期的視野に立った経営」が最近の激しく変化する経営環境の中においても依然として経営理念たり得るかどうかを検討すること、もう一つは企業から強く求められている今後の日本の経営システムの具体策を示すこと。以下はそのポイントである。

①経営理念の確立と経営のあり方

日本の経営の基本理念である「人間中心(尊重)の経営」「長期的視野に立った経営」は、普遍的性格を持つものであり、今後ともその深化を図りつつ堅持していく必要がある。今後の企業経営においては、従来の経営の長所を生かしつつ「変化に柔軟に対応するダイナミックでチャレンジングな創造性豊かな企業経営」に挑戦することが必要となる。

②今後の雇用システムと自社型雇用ポートフォリオの導入

経営環境が大きく変わる中で、今後も長期的視点に立って、人間中心(尊重)の下、従業員を大切にしていこうという基本的考え方は変わらないが、意識の多様化、産業構造の変化にも柔軟に対応するシステムをあわせて検討する必要がある。雇用は好むと好まざるとにかかわらず流動化の動きにある。今後の雇用形態は「長期蓄積能力活用型グループ」「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」に動いていくと思われる。大競争時代を迎え、企業にも、これらの雇用動向を踏まえ、常に仕事、人、コストを最も効果的に組み合わせる経営が求められている。

具体的には職務構成と能力構成との関係を常にチャレンジ型、ダイナミックな形態にしておくことよって、どのような仕事に、どのような人材を何人必要とするかといった考え方で「自社型雇用ポートフォリオ」検討の必要がある。

また、採用については、計画的に行うとともに、採用の仕方、新規学卒者のみならず中途採用者など、必要な人材を確保するという考え方もあわせて検討する必要がある。

③人事管理の方向と具体策

人事制度は、「人間尊重」と「個の主体性の確立」をベースに、各人の意識と能力が発揮できる複線型を導入し、専門職の育成・活用を重視すべきである。具体的には職務にリンクした職能資格制度を導入し、それとの関連で管理・専門職制度、昇進・昇給制度、賃金制度、目標管理制度、能力開発、人事評価制度などトータル的処遇制度を確立し、諸制度の趣旨に照らして的確に運用することが大切である。これからは、減点主義でなく、努力次第で過去の失敗をいっつもとりもどせる、いわゆる「敗者復活」が可能となるチャレンジ型、加点型の人事制度を導入する必要がある。人事制度の中で特に昇進・昇格制度は運用上問題も多く、今後は経営環境の変化も踏まえて厳しくし、管理職・専門職の任命・処遇基準を明確化する必要がある。また企業がいろいろ努力しても本人の責において、期待された能力発揮ができない場合は降格・降給も考える。人事評価制度もますます重視されることになるが評価制度の整備はもちろん評価者訓練の徹底化が重要になる。

④賃金管理の方向

厳しい環境下、総額人件費の徹底化が求められている。産業平均の所定賃金を一〇〇と

すると、福利費等も含めた総額人件費は一七〇となる。総額人件費の見直しに当たっては、雇用、労働時間、人件費水準のあり方が問題になるが、常に経営計画との関連の下で対応していく必要がある。

定期昇給の定義は、従来の「年齢、勤続に主体をおいた考え方」から「職能・業績の伸びに応じて賃金が上昇するシステム」に変えていくとともに、定期昇給という言葉は毎年賃金が増えるという意味合いが強くなり、今後の経営環境の変化にそぐわない点もあるため、単に「昇給」あるいは「昇給制度」という言葉を使用する。昇給制度は原則として一定資格までは職能の伸びや生計費の高まりを考慮して毎年昇給するが、それ以降は能力や業績反映型の賃金を考える(図3参照)。また、賃金カーブは働き盛りの中堅層の中グルミを是正しつつ、賃金全体について、男女を問わず、仕事と賃金との関係を強め、働きに応じた賃金を考えていくシステムに切り替えていく必要がある。

年間賃金に占める賞与の割合は現在三〇%程度であるが、これからは業績と賞与との関連を強めるとともに、年間賃金に占める賞与の割合を現在の三〇%から四〇%に高める。さらに、業績に対する各従業員の貢献度を的確にとらえ、支給額に反映させる。

年俸制は増加傾向にあるが、その内容は賃金プラス賞与の形式をとる、いわゆる「日本型年俸制」を導入する。退職金制度については、従来の年功的退職金制度から職能資格制度を活用した「ポイント制」など、貢献度反映型退職金制度に切り替えていく必要がある。

⑤ 動態的組織管理の方向

企業組織としては、今日まで職能別組織をはじめ事業部制、分社化、プロジェクトチーム、マトリックス組織などが導入されているが、最近では、従業員の意識改革や業務の効率化などを考慮して、ワークシヨップ、ネットワーク組織、カンパニー組織、バーチャルコーポレーションなど多様な組織形態が企業に採用されている。これからは情報インフラの整備を行い、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの考え方でホワイトカラーを中心とする本社機構から末端まで再構築し、経営内外の環境変化に即応できる柔軟で機動性に富んだ組織、意思決定が迅速にできる組織を考えていく必要がある。(つづく)

◇ 読者からのおたより ◇

「通信」二部拡大 毎回送っていただいている拡大紙二部を仲間二名に読んでもらっていましたが、一部拡大することができました。六月から一月まで六ヶ月分三六〇〇円を切手代用にて同封します。今後ともよろしく願います。(千葉・A)

つねに準備する 最近読んだもので心に残るもの、岡崎宏美名儀のプリント「民主主義の危機は露骨な反動の結果では無い。大衆の不満が結果すべき軸もなく、吸引する力もないまま、政治が腐敗、それが、いたずらに拡散した断面の割れめから、民主主義に危機が吹き出すという、過去の事実を思わないわけにはいかない」と。

労働組合(連合)が、労働者(八〇〇万人の)不満を結集する機能を失えば、社会の流れは、労働組合のなかった時代と似た状態となり、民衆の社会的な不満が内部に充満。思いがけない時に、思わぬ方向に噴出する可能性を高める。東京・大阪知事選の結果は、そのような現象と私は理解したい。(私鉄・K)

鴨一刀流 久し振りに鴨哲登志さんの文(「社会通信」No六〇二号)を読み、さすがに鴨一刀流(基本路線の堅持!)の切れ味は鋭いですね。しかも、タンタン…として気負いが無い。(北海道・松村清治)

ドル暴落が楽しみ ドルはいつ暴落するか楽しみにしています。ただ、また大東亜共栄圏

を、ということになるとこれまた大変なことです。社会党の混乱など吹きとばしそうな大暴風雨になるかとも思います。上野さんの「政界再編後を読む」をお送り下されば幸いです。
(神奈川・O)

パンフ送ります この程、二月に行ないました、九州労働講座で、宮里弁護士講演のテープをおこし、「パンフ」を作成しましたのでお送りいたします。ぜひ組織戦に御活用下さい。九州でもJR組合員を対象に、五月一三日労基法、労安法総点検、国鉄闘争勝利、九州学習交流会を博多で開催し当面する闘いに全力を上げ、組織強化拡大、法を守るる運動を展開し、国労の闘いの力の背景が、全ての要求の前進につながることを意志統一しました。私達もがんばります。社会通信のさらなる発展を期待いたします。(福岡・F)

『帝国主義論』を読もう このところ「サリン」「オウム」などの活字がマスメディアを賑わし物騒な世の中である。しかしこんな時でも資本主義社会は、発展、進化している。

先般、三菱銀行と東京銀行が合併された。これにより預金量は、五十兆円を超え世界最大の巨大銀行となった。レーニンは『帝国主義論』の冒頭で「増々大規模化していく企業への生産の「集中」はすなわち「生産の集積」は、資本主義のもっとも特徴的な特質である」とのべている。まさに今回の合併は、金融資本の集中にほかならない。

またレーニンはいう「銀行は仲介者という控えめの役割から成長転化して：全能の独占者となる」「銀行に対し産業資本が完全に従属する」「銀行が企業の役割、株式を持ち：人的結合（融着）が発展」。そういえばJR各社の背景見本はほとんど銀行である。世の中の流れを読むためにも古典は必要である。今『帝国主義論』がおすすめかも！

これだけはゆずれない！・待合せ時間の大幅カット 行先地には仕事でいくのだ。本来はすべてが労働時間だ。

・新幹線運転士の一人乗務体制 安全に疑問あり。労働者の健康破壊は。安全・安定輸走をおびやかす。

・車両故障に車掌が対応し新幹線 車掌の本来の仕事は乗客サービス。

・新幹線運転士二七〇名が車掌行路 二七〇名の運用はまったく不明、組合間差別はするな！

・突如団交から経協にうつす 名古屋基地・乗組体制は「基準」だ。当初から団交で扱っていたのに。

・地方では業務委員会扱い 行路作成は基準であり団交事項だ。地方でも団交を開催しろ

(国労東海ニュース)

超勤でかせこう!? 春闘の中央交渉が始まり、2回目の団交をおえ、一昨日その報告会がありました。その内容は、機関紙や、昨日の日刊紙に書かれていた通りで、昨年同様に、定期昇給のみ、ベースアップはゼロといったスタートです。今年も又、同じような様相が感じられます。

以前、組合を脱退したいという人がいて、その人と話をしたとき、私は、組合に残ってほしい、そして、組合が病院と交渉をして各種制度を確立して、ベースアップもかちとってきた事を言い、それもこれも組合員が減ると総力が落ちるのでなんとか残ってという、その人は「この頃はあがないしよ。いいの給料があんなくても、残業でかせぐから」といわれてしまいました。私は思わず「本気でいってるの。」と言うとさすがに、ちょっと照れて、ニガ笑いをしていました。私の職場はほとんど残業がありません。病院に勤務して、六年をすぎましたが今年の二月と三月に連続して、若干ありました。二ヶ月連続して一万円ぐらいの収入があるとそれが固定給に感じてしまう。二ヶ月続いた手取り一五万円が一四万円になると恐怖である。かといって、超勤でかせぐ気はない。

やっぱし賃金アップだ!!